

令和5年度 第3回鴨川市水道事業運営委員会次第

日 時 令和5年11月10日(金) 午後4時
場 所 鴨川市水道課 1階会議室

1 開 会

2 市長あいさつ

3 議 事

(1) 令和5年度鴨川市水道事業会計補正予算(第2号)

4 その他

5 閉 会

鴨川市水道事業運営委員会委員名簿

任期：2年

期間：自 令和5年4月1日

至 令和7年3月31日

氏 名	職 名	備 考
中 村 康 仁	識 見 を 有 す る 者	会 長
梶 惠 子	〃	副 会 長
田 仲 重 郎	〃	
和 泉 良 史	〃	
鈴 木 一 男	〃	
相 原 一 彦	〃	
渥 美 俊 行	〃	

議案第 号

令和5年度鴨川市水道事業会計補正予算（第2号）

第1条 令和5年度鴨川市水道事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。
（債務負担行為）

第2条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

（単位 千円）

事項	期間	限度額
量水器交換等業務に係る委託料	自 令和5年度 至 令和6年度	12,173
電気・通信等施設整備及び事務機器等の保守に係る委託料	自 令和5年度 至 令和6年度	11,778
管理施設警備業務に係る委託料	自 令和5年度 至 令和6年度	225
水質検査業務に係る委託料	自 令和5年度 至 令和6年度	15,403
土砂処理業務に係る委託料	自 令和5年度 至 令和6年度	41,250
薬品等に係る購入費	自 令和5年度 至 令和6年度	65,685

令和5年 月 日提出

鴨川市長 長谷川 孝夫

議案第 号

令和5年度鴨川市水道事業会計補正予算（第2号）

1 提案理由

令和5年度鴨川市水道事業会計予算に変更を加える必要が生じ、補正予算（第2号）を調製したため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第2号の規定により議決を求める。

2 内容

(1) 債務負担行為

ア 追加

(単位 千円)

事項	期間	限度額	説明
量水器交換等業務に係る委託料	自 令和5年度 至 令和6年度	12,173	計量法（平成4年法律第51号）第16条に基づく水道用量水器の交換等業務の円滑な実施を図るため、令和6年4月1日から履行する契約等の準備手続を実施する。
電気・通信等施設整備及び事務機器等の保守に係る委託料	自 令和5年度 至 令和6年度	11,778	設備機器の保安・保守点検業務及び企業会計システム、水道料金調定システム等の保守業務の円滑な実施を図るため、令和6年4月1日から履行する契約等の準備手続を実施する。
管理施設警備業務に係る委託料	自 令和5年度 至 令和6年度	225	管理施設警備業務の円滑な実施を図るため、令和6年4月1日から履行する契約等の準備手続を実施する。
水質検査業務に係る委託料	自 令和5年度 至 令和6年度	15,403	水道法（昭和32年法律第177号）第20条に基づく水質検査業務の円滑な実施を図るため、令和6年4月1日から履行する契約等の準備手続を実施する。
土砂処理業務に係る委託料	自 令和5年度 至 令和6年度	41,250	浄水処理に伴い発生する土砂処理業務の円滑な実施を図るため、令和6年4月1日から履行する契約等の準備手続を実施する。
薬品等に係る購入費	自 令和5年度 至 令和6年度	65,685	浄水処理等に必要となる薬品等の購入の円滑な実施を図るため、令和6年4月1日から履行する契約等の準備手続を実施する。

令和5年度鴨川市水道事業上半期業務状況報告書

1 工事関係

主要工事等については、以下のとおり実施し、水道水の安定供給に努めました。

○ 工事の契約（2本）

- ・ 配水管布設替等

<なし>

- ・ 更新その他

<高鶴配水場計装設備更新工事、保台浄水場薬品注入設備流量計更新工事>

2 業務関係について

業務関係については、調定件数は上半期の9月末現在において、9,299件となり、前年同月と比較して、9,267件の減少となりました。

これは、令和5年4月より隔月検針・隔月請求としたことに伴い、市内を2地区に分けおこなっていることによるものとなります。

参考となりますが、令和5年8月調定件数9,450件と9月調定件数9,299件を合わせますと18,749件となり、前年9月調定件数18,566件と比較すると183件の増加となります。

また、水道料金は、上半期の9月末現在において、合計527,615,374円となり前年同月と比較して43,894,163円、7.7パーセントの減少となりました。

主な原因として、令和5年4月より隔月検針・隔月請求としたことに伴い、4月分の水道料金が昨年度では市内全域であることに對し、今年度は半分となったことが大きな要因となります。

料金の収納状況については、上半期の9月末現在において、調定額632,136,655円で前年同月と比較して51,327,973円、7.5パーセントの減少となりました。収納額は、580,245,658円で前年同月と比較して44,786,652円、7.2パーセントの減少となりました。

上半期の合計有収水量は、2,095,233立方メートル（参考値）で、前年同月と

比較して 20,332 立方メートル、1.0 パーセントの減少となりました。

また、上半期の合計給水量は 2,838,302 立方メートルで前年同月と比較して 26,524 立方メートル、0.9 パーセントの減少となりました。

上半期は、前年度と比較して、給水量・有収水量いずれも若干の減少となりました。有収率は、管末残塩の定期的な確認及び捨て水量の調整並びに漏水探査等による漏水箇所を早期の発見及び修繕を実施するよう努めており、前年度と比較して増減なしの 73.8 パーセントとなりました。

3 経理関係について

経理関係については、上半期の事業収益において、営業収益は 530,724,515 円、営業外収益は、受取利息及び配当金等により 919,399 円となり、これらを合わせた事業収益は 531,643,914 円となりました。

また、上半期の事業費において、営業費用は 334,777,854 円、営業外費用は、支払利息及び企業債取扱諸費等により 16,631,264 円となり、これらを合わせた事業費は 351,409,118 円となりました。

上半期事業収益合計 531,643,914 円と上半期事業費合計 351,409,118 円との差引では 180,234,796 円の利益となり、前年同期と比較して 51,031,842 円減少となりました。

下半期の収益的収支の見込みは、収入において、主たる収入となる水道料金は、概ね変わらないと予想されます。

費用においては、施設の老朽化や漏水修繕による修繕費の増加、薬品費及び受水費の増加が見込まれ、加えて、改正水道法の施行による台帳整備や、施設基準に適合しているかの検査等、水道事業者が行わなければならない義務の増加等により、人員不足を含め経営が厳しい状況となることから、今後もより一層効率的な事業運営及び、施設整備費の見直しによる投資的経費の平準化に努めます。

令和5年度 上半期業務状況報告（主要工事等）

	工事名等	工事費等	契約の相手方
1	高鶴配水場計装設備更新工事	4,900,000	昱（株）千葉支店
2	保台浄水場薬品注入設備流量計更新工事	6,430,000	昱（株）千葉支店

※金額は税抜き

令和5年度上半期事業の概況

(令和5年4月～令和5年9月末) ※税抜

月	収益 ①				費用 ②				当月差引損益 ①-②			
	令和5年度	令和4年度	比較		令和5年度	令和4年度	比較		令和5年度	令和4年度	比較	
			金額	率			金額	率			金額	率
	円	円	円	%	円	円	円	%	円	円	円	%
4	41,912,236	91,608,732	△ 49,696,496	△ 54.2	36,952,201	38,153,378	△ 1,201,177	△ 3.1	4,960,035	53,455,354	△ 48,495,319	△ 90.7
5	104,351,575	91,177,276	13,174,299	14.4	70,763,262	59,559,270	11,203,992	18.8	33,588,313	31,618,006	1,970,307	6.2
6	78,432,165	92,911,046	△ 14,478,881	△ 15.6	58,309,072	53,342,094	4,966,978	9.3	20,123,093	39,568,952	△ 19,445,859	△ 49.1
7	102,872,536	94,817,728	8,054,808	8.5	58,059,050	55,503,181	2,555,869	4.6	44,813,486	39,314,547	5,498,939	14.0
8	83,934,789	102,850,993	△ 18,916,204	△ 18.4	54,755,740	58,965,992	△ 4,210,252	△ 7.1	29,179,049	43,885,001	△ 14,705,952	△ 33.5
9	120,140,613	101,926,041	18,214,572	17.9	72,569,793	78,501,263	△ 5,931,470	△ 7.6	47,570,820	23,424,778	24,146,042	103.1
合計	531,643,914	575,291,816	△ 43,647,902	△ 7.6	351,409,118	344,025,178	7,383,940	2.1	180,234,796	231,266,638	△ 51,031,842	△ 22.1

月	給水量				有収水量				有収率		
	令和5年度	令和4年度	比較		令和5年度	令和4年度	比較		令和5年度	令和4年度	比較
			量	率			量	率			
	m ³	m ³	m ³	%	m ³	m ³	m ³	%	%	%	ポイント
4	457,204	468,671	△ 11,467	△ 2.4	340,858	337,384	3,474	1.0	74.6	72.0	2.6
5	441,580	453,200	△ 11,620	△ 2.6	333,784	333,291	493	0.1	75.6	73.5	2.1
6	450,861	464,765	△ 13,904	△ 3.0	331,355	340,143	△ 8,788	△ 2.6	73.5	73.2	0.3
7	451,060	467,542	△ 16,482	△ 3.5	342,192	351,042	△ 8,850	△ 2.5	75.9	75.1	0.8
8	519,385	507,025	12,360	2.4	373,360	378,886	△ 5,526	△ 1.5	71.9	74.7	△ 2.8
9	518,212	503,623	14,589	2.9	373,684	374,819	△ 1,135	△ 0.3	72.1	74.4	△ 2.3
合計	2,838,302	2,864,826	△ 26,524	△ 0.9	2,095,233	2,115,565	△ 20,332	△ 1.0	73.8	73.8	0.0

月	調定件数				給水料金（税抜）			
	令和5年度	令和4年度	比較		令和5年度	令和4年度	比較	
			件数	率			件数	率
	件	件	件	%	円	円	円	%
4	9,665	18,711	△ 9,046	△ 48.3	41,121,685	91,226,732	△ 50,105,047	△ 54.9
5	9,328	18,549	△ 9,221	△ 49.7	103,419,545	89,979,280	13,440,265	14.9
6	9,462	18,521	△ 9,059	△ 48.9	77,876,975	92,389,415	△ 14,512,440	△ 15.7
7	9,294	18,547	△ 9,253	△ 49.9	102,415,315	94,146,645	8,268,670	8.8
8	9,450	18,575	△ 9,125	△ 49.1	83,163,332	102,364,515	△ 19,201,183	△ 18.8
9	9,299	18,566	△ 9,267	△ 49.9	119,618,522	101,402,950	18,215,572	18.0
合計					527,615,374	571,509,537	△ 43,894,163	△ 7.7

料金収入の状況（※税込）

月	調定額				収納額				収納率		
	令和5年度	令和4年度	比較		令和5年度	令和4年度	比較		令和5年度	令和4年度	比較
			件数	率			件数	率			
	円	円	円	%	円	円	円	%	%	%	ポイント
4	97,124,642	155,156,443	△ 58,031,801	△ 37.4	33,591,412	35,385,460	△ 1,794,048	△ 5.1	34.6	22.8	11.8
5	210,885,943	254,133,543	△ 43,247,600	△ 17.0	159,157,500	198,375,293	△ 39,217,793	△ 19.8	75.5	78.1	△ 2.6
6	296,550,526	355,761,810	△ 59,211,284	△ 16.6	240,345,485	301,303,612	△ 60,958,127	△ 20.2	81.0	84.7	△ 3.7
7	409,207,286	459,323,023	△ 50,115,737	△ 10.9	357,004,066	402,555,293	△ 45,551,227	△ 11.3	87.2	87.6	△ 0.4
8	500,686,856	571,923,893	△ 71,237,037	△ 12.5	441,314,365	513,373,249	△ 72,058,884	△ 14.0	88.1	89.8	△ 1.7
9	632,136,655	683,464,628	△ 51,327,973	△ 7.5	580,245,658	625,032,310	△ 44,786,652	△ 7.2	91.8	91.5	0.3

令和5年度
第3回鴨川市水道事業運営委員会資料

令和5年11月10日
鴨川市水道課

目 次

議案説明資料

議案 1	令和5年度鴨川市水道事業会計補正予算（第2号）	1
報告 1	令和5年度鴨川市水道事業上半期業務状況報告について	2
報告 2	令和5年9月8日に襲来した台風13号の災害対応について	3
	有収率向上対策について	4

義案説明資料

議案 1 令和5年度鴨川市水道事業会計補正予算（第2号）

1 概要

令和5年度鴨川市水道事業会計予算に変更を加える必要が生じ、補正予算（第1号）を調製したので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第2号の規定により議決を求めるもの。

2 関係法令

【予算の補正】

「地方自治法（昭和22年法律第67号）」

第6章 議会

第2節 権限

第96条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

第2号 予算を定めること。

第9章 財務

第2節 予算

（補正予算、暫定予算等）

第218条 普通地方公共団体の長は、予算の調整後に生じた事由に基づいて、既定の予算に追加その他変更を加える必要が生じたときは、補正予算を調製し、これを議会に提出することができる。

報告 1 令和 5 年度鴨川市水道事業上半期状況報告について

1 概要

令和 5 年度鴨川市水道事業上半期状況報告について、地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 40 条の 2 第 1 項の規定により報告するもの。

2 関係法令

(1) 地方公営企業法（抜粋）

業務状況の公表

(業務の状況の公表)

第四十条の二 管理者は、条例で定めるところにより、毎事業年度少くとも二回以上当該地方公営企業の業務の状況を説明する書類を当該地方公共団体の長に提出しなければならない。この場合においては、地方公共団体の長は、遅滞なく、これを公表しなければならない。

2 前項の規定による公表は、これをもつて、当該地方公営企業に係る地方自治法第二百四十三条の三第一項の規定による普通地方公共団体の長の行う公表とみなす。

(2) 鴨川市水道事業の設置等に関する条例（抜粋）

業務状況説明書類の提出

(業務状況説明資料の提出)

第九条 管理者は、水道事業に関し地方公営企業法第 40 条の 2 第 1 項の規定に基づき、毎事業年度 4 月 1 日から 9 月 30 日までの業務の状況を説明する書類を 11 月 30 日までに、10 月 1 日から 3 月 31 日までの業務の状況を説明する書類を 5 月 31 日までに市長に提出しなければならない。

報告 2

○ 令和 5 年 9 月 8 日に襲来した台風 13 号の災害対応について

9 月 8 日未明から早朝にかけて襲来した台風 13 号により被災した浄水場は、奥谷浄水場、清澄浄水場、東町浄水場の 3 浄水場。

日時		奥谷浄水場	清澄浄水場	東町浄水場	備考
9 月 8 日	6 : 00	停電発生			
	8 : 00			土砂流入、原水停止	
	10 : 20			第 1 配水池水位配線断	
	10 : 30	原水流量計故障			
	11 : 00			裏山崩落	
	11 : 30				坂本進入路土砂崩れ
	12 : 30		浄水場入口土砂崩れ	保台系押込み開始	保台系エリア拡大
	12 : 38	原水停止			
	14 : 00		漏水により全域断水 給水車による水輸送	堆積土砂撤去作業開始 袋倉導水路通水不能	
	18 : 30	ダム取水作業開始			
23 : 00	ダム取水作業終了 通常運転に復帰				
9 月 9 日	1 : 00				横渚系エリア拡大
	8 : 00 ~		浄水場不具合調査 給水車による水輸送	導水路目詰まり調査・清 掃作業	
9 月 10 日	7 : 30 ~		不具合原因判明 手動運転開始 給水車による水輸送	導水路目詰まり調査・清 掃作業	東条地区から水質苦 情
	23 : 30				石上系エリア拡張
9 月 11 日	8 : 10		給水車による水輸送		東条地区水質に関す る広報実施
	9 : 00		機械による土砂撤去手続 き開始 漏水箇所判明修繕実施		
9 月 12 日			給水車による水輸送	袋倉導水路清掃作業	保台浄水場調整作業
9 月 13 日			原水槽清掃 給水車による水輸送	袋倉導水路清掃作業	
9 月 14 日	8 : 30		配水池水位復帰 自動運転開始 通常運転に復帰	袋倉導水路清掃作業	
9 月 15 日 ~ 9 月 20 日				袋倉導水路清掃作業	

日時		奥谷浄水場	清澄浄水場	東町浄水場	備考
9月21日	17:00			袋倉導水路の一部使用可能 取水開始	災害対策本部解散
9月22日 ～ 現在		10月7日～10月9日 導水管漏水により原水断 漏水修繕及びエリア切替 え対応		袋倉導水路清掃作業	

○ 有収率向上対策について

水道課では、漏水箇所の削減を目的とした水道管の調査を実施することといたしました。

昨年度に実施した漏水疑い箇所の事前調査により判明した、市内約 150 か所で現地調査を実施します。

調査は道路内の配水管及び各ご家庭へ引き込まれている給水管（メーター器まで）が対象です。

調査は委託業務として実施し、調査員が各ご家庭の敷地内で調査を行う場合があります。調査員については水道課が発行する身分証明書を携帯の上作業を実施します。

なお、調査に関する委託期間は令和 6 年 3 月 22 日までですが、委託業者と打合せを行った結果、事前調査及び路面音聴調査は 9 月 26 日から、また 10 月以降に各ご家庭の戸別音聴調査を実施し、12 月末までに終了する予定です。

調査会社：株式会社日本漏防コンサルタント

調査箇所：別紙図面による（5桁数字記載の色枠で囲われた箇所）